

第4章 プロジェクトの妥当性の検証

第4章 プロジェクトの妥当性の検証

4-1 プロジェクトの効果

(1) 直接効果

学習環境の向上

プロジェクト対象 27 校の不足教室数は、既存教室数 429 教室に対し 383 教室と算出され、各校では著しい過密授業、教員室や教員住居といった仮教室での授業、さらには屋外での授業実施を強いられている。

本プロジェクトにより 223 教室が建設された場合、新教室 1 教室を 45 人使用で 10,035 人分、1 教室に最大収容可能な 69 人使用で 15,387 人分の座席が確保される。また、都市部の全ての対象校（21 校）において完全 2 部制授業が実施された場合、新施設に収容可能な生徒数は最大 25,911 人（1 教室 69 人の場合）となり、これはプロジェクト対象 27 校の全生徒数（60,603 人）の 42.8%を占める。

本プロジェクトの実施により、全対象校において仮教室や屋外での授業が無くなるとともに、1 教室当たりの生徒数が現状の 91.5 人（27 校平均）から 54.6 人に低減され、さらに全ての対象校において 69 人を下回ることで過密授業が緩和される。これに伴い、適切な授業の実施が困難であった対象校において、教育目的やカリキュラムにそった適切な授業の実施が可能となり、学習環境が向上する。

衛生環境の改善

本プロジェクトの殆どのサイトにおいては、トイレ施設の数不足及び状態の悪さ、また清掃の不備や脆弱な維持管理、加えて施設配置やジェンダーに対する配慮不足に起因する生徒のトイレ使用に対する羞恥なども重なり、トイレが十分に活用されず、トイレ施設に係る衛生上の問題が見受けられた。

本プロジェクトにおいては、ジェンダー配慮に則ったトイレ施設の計画を行いトイレのバリアフリー化を心掛けると共に、雨水貯水タンクの設置により手洗いを可能とし、さらにソフト・コンポーネントにより維持管理の指導を行う事で、トイレが適切かつ十分に活用される事が可能となり、児童の衛生環境が改善される。

本プロジェクトの実施により、1 便器数当たりの生徒数の割合が、現状の 172.7 人（27 校平均）から 70.2 人に改善される。

学校運営の改善

本プロジェクトの対象校に対し、ソフト・コンポーネントを活用し学校運営の主体である学校運営委員会のキャパシティ・ビルディングを図ることで、施設維持を主とした学校運営に係る管理能力が向上する。

(2) 間接効果

地域社会への裨益効果

本プロジェクトにより建設される施設は初等教育施設としてのみならず、成人教育、識字教育などの社会教育活動に利用され、また今後は、タンザニア国が推進する初等教育の未就学児童を対象としたノンフォーマル教育(COBET)の活動の場としても利用されることが期待される。

4 - 2 課題・提言

初等教育の無償化による影響

初等教育の無償化が2001年7月より導入され、学費および寄付金徴収の廃止に伴い、2002年1月(2002年度)以降、就学者の大幅な増加が見込まれている。これに対し教育文化省は、7歳児の入学を優先させ、学校側に収容力がある場合に限り8歳以上の児童も受け入れるとの見解を示しており、少なくともこうした措置のため当面過密の著しい悪化は回避されるものと予想される。しかし、将来的に本プロジェクトの上位目標である就学状況の改善が達成され、就学率が向上し、就学者数が増加した場合、生徒数の増加に対応した新たな教室が建設されないと、教室における過密が悪化することも懸念される。

したがって、タンザニア国政府を始め、ダレサラムの3県、各WARD、そして各校の学校運営委員会、周辺コミュニティは、引き続き自助努力により教室建設を進めていくことが求められる。他方、こうした自助努力によってさえカバーすることのできない辺境地域や、学校が過度に不足している地域については、引き続き我が国の無償資金協力等による学校建設が必要になることも予想される。

なお、他ドナーとの連携については、ESDPとの関連性、整合性を維持することが重要であり、対象地域における他ドナーとのデマケーションを図る意味において有効となる。また、ソフト・コンポーネントの導入に当たっては、学校運営委員会に対するキャパシティ・ビルディングの経験を有するNGOとの協調は非常に効果的となる。

2 部制の導入

2 部制の導入は、教室における過密状況を改善するための暫定的な措置として、部分的（第 1 - 2 学年のみ）ないしはほぼ完全な形で、各小学校において実施されている。学習時間が高学年（週 40 時限）と比べ少ない第 1 学年および第 2 学年（週 30 時限）は、教室を共有することが多い。他方第 3 - 6 学年についてもまた、教室が著しく不足している学校においては 2 部制を敷いているところが少なくない。但し、進学試験が実施される第 7 学年だけは 1 部制となっていることが多い。本プロジェクトは教室の供与を通じた過密緩和をプロジェクト目標としているが、各校が積極的に 2 部制を採用すれば、教室における過密解消はより大幅に改善することが見込まれる。

しかしながら、2 部制を導入するか否か、すなわち各学年のシフトをいかに設定するかについては、各校の判断、決定にまかされているのが現状である。したがって、現在 1 部制を敷いている学校が 2 部制を敷かない場合、あるいは 2 部制を敷いていた学校が 1 部制に戻る場合、過密緩和の効果は半減すると言っても過言ではない。したがって、教育文化省、各県教育局、WEC は、現段階において 1 部制を敷いている都市部の各校に対し、2 部制導入を推奨することが期待される。

また、教育文化省は、教員の法定労働時間（週 40 時間）が有効に活用されていないため、教室の増築および就学者数の増加に対しては、2 部制の活用に加え教員配置の適正化が必要との認識を示している。これについてもまた、今後、教育文化省による取り組みに注視していく必要がある。

COBET (Complementary Basic Education in Tanzania) の進捗

現在試行段階にある COBET に関し、今後、8 ~ 18 歳までの未・非就学児童に対し読み書き計算能力、その他生活スキルを身に付けさせるため、当該制度の拡大を全国的に図っていくことが BEMP におけるコンポーネントの一つとして記述されている。現在、ダレサラムには約 15 万人の未・非就学児童が存在するとされており、これに対し COBET の就学者は 3 年間のカリキュラムを修了した後、フォーマルの初等教育に就学（メインストリーム化）できることとされている。したがって、仮に COBET が同市において広く展開され普及した場合、近い将来、初等教育レベルにおける就学者の著しい増加を招くことが予想される。

先述の通り現行の COBET では数千人が学習している程度の規模であり、またメインストリーム化の法整備も依然行なわれていないため、その影響は当面限定的なものであると考えられる。しかしながら、テメケ県が現在、独自に COBET を実施中であり（現在 8 つの WARD に 11 の COBET センターがあり、744 名（男子 393 名、女子 351 名）の 10-16 歳の子供達がそこで学んでいる）イララ県もまた 2002 年における実施を検討中であるため、これらの実施状況の如何によっては、プロジェクト目標の達成に少なからぬ影響を与える可能性も否定できない。

タンザニア国政府としては、未就学児童の教育機会を確保するため、今後メインストリーム化の政策を維持し、公立学校における施設規模の拡充を通して COBET 修了者の受け入れ体制を整えるのか、それとも、COBET 修了者に公教育修了者と同等の卒業資格を与えることによって、公立学校における教室の過密悪化を防ぐのか、いずれかの判断をしていく必要がある、と考えられる。

4 - 3 プロジェクトの妥当性

本プロジェクトは、4 - 1 に記した効果が期待でき、また以下の理由により我が国の無償資金協力による協力対象事業の実施が妥当であると判断される。

プロジェクトの裨益対象が、ダレサラムの小学校児童及び教員といった貧困層を含む一般国民であり、かつタンザニア国において最も教室の過密が顕著なダレサラム市を対象地域としている。

本プロジェクトは、ダレサラムの初等教育への就学状況への改善を上位目標としており、BHN、教育及び人造りといった我が国の無償資金協力の目的に合致する。

プロジェクト対象が既存の公立初等学校であるため、タンザニア国側独自の資金と人材・技術により施設の運営・維持管理が可能である。

本プロジェクトの内容が、タンザニア国の初等教育セクターの上位計画である BEMP (Basic Education Master Plan) に記述された「都市部における新教室の建設」というコンポーネントと合致する。

本プロジェクトは、長期的且つマクロな意味においての費用対効果は期待されるものの、プロジェクト実施に伴う直接の収益性を有さない。

プロジェクト実施に伴う環境に対する負の影響が殆ど無い。

我が国の無償資金協力のスキームにおいて、特段の困難なくプロジェクトの実施が可能である。

4 - 4 結論

本プロジェクトは、前述のように多大な効果が期待されると同時に、本プロジェクトが広く住民の BHN の向上に寄与するものであることから、対象事業の一部に対して、我が国の無償資金協力を実施することの妥当性が確認される。さらに、本プロジェクトの運営・維持管理についても、相手国側体制は人員・資金共に十分で問題ないと考えられる。しかし、本章 4 - 2 に記した課題・提言が改善・実施されれば、本プロジェクトはより円滑かつ効果的に実施しうると考えられる。